

主要な政策に係る評価書(平成27年度実施政策)

(総務省27-⑦)

政策 ^(※1) 名	政策7:選挙制度等の適切な運用				分野	選挙制度等
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	民主政治の健全な発達に寄与するため、選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	50,496	99	185	53,680
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	1,606	63,026	1,976	
		合計(a+b+c)	52,102	63,125	2,162	
執行額		50,433	56,412	1,643		

(注)平成25年度は参議院議員通常選挙、平成26年度は衆議院議員総選挙が行われ、平成28年度は参議院議員通常選挙が行われるため、予算額等が大幅に増額している。(政評課案)

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) ^(※2)			
			26年度	27年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	① 有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討 <アウトプット指標>	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の実施 【25年度】	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」を設置し、有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討を行う。 ・実現の目途が立ったものから、法令改正を行う。 研究会における議論等を踏まえ、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直しについて、平成27年3月27日に中間報告を取りまとめた。	前年度に引き続き、投票環境の向上方策について研究会で検討を進めるとともに、中間報告の内容等を踏まえ実現可能なものから順次、法令改正を行う。 研究会中間報告を踏まえ、共通投票所制度の創設や期日前投票の投票時間の弾力化などを内容とする公職選挙法の改正法案を国会に提出し(平成28年4月成立)、有権者の投票環境の向上を図った。 また、平成27年度においては、①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に、平成26年度の検討項目に係る議論を深掘りするとともに、現状を踏まえた新たな方策の検討を行った。	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討の適切な実施 【27年度】	イ
	2 都道府県議選選挙区設定の見直しに係る改正法に基づく条例整備 <アウトカム指標>	条例改正等の措置が終了した団体: 57%(47団体中27団体)(平成26年4月1日現在) 【25年度】	都道府県議選選挙区設定見直しに係る改正法成立を受けた条例改正等の措置について周知とフォローアップを行い、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体を100%とする。 各都道府県に対して定例会ごとに条例改正等の状況について調査を行うなど、周知とフォローアップを行った結果、改正法の施行日までに措置が終了した団体は100%となった。		条例改正等の措置について、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体: 100% 【26年度】	イ

	3	選挙制度に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	選挙制度に関する調査研究の実施 【25年度】	立法院における制度改革の動きに基づき、選挙制度に関する調査研究の適切な実施 「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【27年度】	イ
公明かつ適正な選挙執行を実現すること	4	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	常時啓発事業のあり方等の検討結果を踏まえ、参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策の検討等を実施。 【25年度】	・成人を対象とした学習教材が少ないため、参加型学習教材を作成し、事例の充実を図る。 ・モデル事業、研修事業を実施。 ・将来の有権者である未成年者を対象とした、学校と連携した主権者教育を実施。 ・次期学習指導要領へ政治教育を位置づけるために、文部科学省と協議していく。 ・選挙権年齢の引下げという議論を踏まえ、新たに、文部科学省と連携して高校生向けの副教材及び指導用テキストを作成。 ・モデル事業：7件実施。 ・研修事業：20件実施。 ・主権者教育に関して文部科学省と協議を実施。	・高校生向け副教材：生徒用 約370万部、教師用指導資料 約20万部 ・出前授業：実施選管461団体、実施高校1,149校(対25年度約21倍)、受講高校生310,824人(対25年度約34倍) ・若者向け啓発イベント：全国47都道府県で実施。参加者約3,000人。 ・モデル事業：8件実施。 ・研修事業：21件実施。 ・成人用参加型学習教材を作成。	・参加・実践等を通じた政治意識の向上事業を全国に定着させる。 ・主権者教育推進方策を推進するとともに新しい方策の検討を実施。 【27年度】	イ
公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること	5	憲法改正国民投票制度の周知啓発 ＜アウトカム指標＞	制度の認知度：約70%（国民投票法に係る認知度調査報告書（平成22年2月現在）による） 【25年度】	・憲法改正国民投票の制度概要等について各種広報媒体を用い、広く国民に対し周知を図る。 ・憲法改正国民投票法改正法施行後4年以降は国民投票権年齢が18歳に引き下がるため、特に、新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を実施する。 改正法の施行に伴い、周知啓発等のためのチラシを作成し、全国の選管に配布・設置等を依頼するとともに、HPも更新し、制度の趣旨・概要を国民に周知した。	・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、すべての高校生に配布した。 ・制度の認知度：約65%（第18回統一地方選意識調査報告書（平成28年2月現在）による）	制度の認知度：90% 【27年度】	ハ
政治資金の透明性を確保すること	6	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率（収支報告書定期公表率） ＜アウトプット指標＞	政党本部：100% 政党支部：100% 政治資金団体：100% 【平成24年分収支報告】 【25年度】	政党、政治資金団体について、提出率100% 政党本部：100% 政党支部：98.8% 政治資金団体：100% 【平成25年分収支報告】	政党本部：100% 政党支部：98.9% 政治資金団体：100% 【平成26年分収支報告】	政党、政治資金団体について、提出率100% 【27年度】	ロ
		国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率：94.9% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【27年度】	
		政治団体全体の過去3カ年平均の提出率：86.7% 【平成22年分～平成24年分収支報告】 【25年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成23年分～平成25年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成24年分～平成26年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【27年度】	

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	主な指標である測定指標1は、研究会の中間報告を踏まえた有権者の投票環境の整備を図るための制度改正を行ったところであり、達成すべき目標に照らし、「目標達成」とした。また、測定指標4の常時啓発事業の実施等についても、高校生向け副教材を作成・配布するとともに、選挙管理委員会実施による出前授業が多く実施されるなど、当該施策目標については、進展ありと判断できる。一方、測定指標5の憲法改正国民投票制度の周知啓発については、目標達成に及ばなかったため、政策全体では「相当程度進展あり」とした。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p><施策目標>公職選挙法の趣旨にのっとり、選挙制度の確立に寄与すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1及び3については、研究会の中間報告を踏まえた法改正を行い、期日前投票の投票時間の弾力化、共通投票所の設置や経費の充実等、有権者の投票環境の向上を図るなど、目標を達成できた。 【参考】第24回参議院議員通常選挙結果(28.7.10執行) 期日前投票所数 5,299箇所(前回は498箇所増)、期日前投票者数 15,986,898人(前回は304万人増)、期日前投票時間の弾力化状況 73箇所、共通投票所設置の1団体で当日投票者のうち17%が利用 ・測定指標2については、都道府県議選学区設定見直しに係る改正法成立を受け、改正法の施行日(平成27年3月1日)までに措置が終了した団体が100%となり、目標を達成できた。 	
	<p><施策目標>公明かつ適正な選挙執行を実現すること</p> <p>測定指標4については、高校生向け副教材を作成し、全ての高校生に配布するとともに、選挙管理委員会により、過去実績を大きく上回る出前授業が実施された。また、啓発イベントの参加者アンケートで、回答者のうち9割以上が「選挙への関心が上がった」と回答しており、過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、進展ありと判断できる。なお、副教材配布後に行われた参議院議員通常選挙において、18歳の投票率は51%となり、近年の20歳代の投票率(30%台)と比べ、比較的高い投票率であった。</p>	
	<p><施策目標>公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること</p> <p>測定指標5については、法改正後にチラシ及びHPを活用して広く周知するとともに、全ての高校生に配布した副教材において解説を掲載したものの、国民投票に関する社会的な動きが少なかったことなどにより、目標値に届かなかったと考えられる。</p>	
	<p><施策目標>政治資金の透明性を確保すること</p> <p>測定指標6については、収支報告書の提出率は上昇傾向にあり、おおむね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。したがって、当該施策目標については、おおむね目標を達成できた。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1及び3については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 ・測定指標2については、条例改正等の措置が終了した団体が100%となり、目標を達成したことから、次期測定指標としないこととする。 ・測定指標4については、過去の実績を上回る量の啓発活動を行うことができたことを踏まえ、引き続き、主権者教育等の推進を行うこととする。なお、学校と連携した主権者教育においては、文部科学省と連携し、副教材を活用した取組の検証を行う。 ・測定指標5については、憲法改正国民投票法改正法の施行後4年(平成30年6月)以降は、投票権年齢が18歳に引き下がることを踏まえ、特に新たに有権者の対象となる年齢層に対する啓発を引き続き実施することとする。なお、認知度調査の対象も、投票権年齢の引き下げに伴い、18歳以上まで拡大することとする。 ・測定指標6については、概ね過去の実績を上回る効果が得られたと考えられるため、引き続き政治資金の透明性の確保を図ることとする。 <p>上述のとおり、測定指標5については目標を達成できなかったものの、概ね基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後も各施策目標が達成されるよう、各施策を実施していく。なお、施策目標「公明かつ適正な選挙執行を実現すること」及び「公明かつ適正な国民投票の執行を実現すること」については、より具体的な施策目標とすることとし、測定指標5については、現状の認知度を踏まえ、より短期的な目標値を設定し直すこととする。</p>	
	<p>(平成29年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1の施策の進捗状況にあるとおり、投票環境の向上方策等に関する研究会(磯部力座長)を平成26年度は7回、平成27年度は3回開催し、ICTを活用した投票環境の向上、期日前投票等の利便性向上、選挙人名簿制度の見直し、在外選挙人名簿登録の利便性向上、選挙人名簿の閲覧制度等について、議論を行った。 ・平成28年7月、明治大学公共政策大学院がバナンス研究科の北大路信郷教授、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から評価結果の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・投票環境の向上方策等に関する研究会(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/touhyoukankyou_koujyou/index.html) ・政治資金収支報告書(http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin)
---------------------------	--

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課(他3室)	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 高橋 秀禎	政策評価実施時期	平成28年8月
---------	----------------------------	--------	-----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。